

申請に対する処分の審査基準の一部改正（市民の木等の指定）の概要

1. 趣旨

神戸市では長い歴史を見続けてきた古木や、雄大さと安らぎを与えてくれる森を、市民のご協力のもとに「市民の木、市民の森」に指定しています。

これまで市民の森については、市街化区域を対象に、歴史があり、都市環境の維持向上に役立っている、例えば鎮守の森のような、市街地にあつて市民に親しまれている樹木の集団を指定してきました。

令和5年度より、市街化調整区域の樹木の集団も市民の森に指定することが可能となりましたが、この区域では市民の森以外の維持管理助成制度も存在しており、制度の重複を避けるために他の助成制度が利用できる場合には認定を行わないこととしています。

今回は上記規定の整理を行うため、市民の森についての審査基準の一部改正を行います。

2. 審査基準の改正点の概要

他の維持管理助成制度との重複認定となる場合や、国・県との関係する維持管理助成制度の利用ができる場合には、当該年度の助成は行わないこととします。

3. 施行日

令和6年4月1日（月）